

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

(平成 28 年 6 月 9 日 午前 9 時 45 分)

- 議長 (小林幸雄) おはようございます。御苦労さまです。
ただいまの出席議員は、全員であります。本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 通告による一般質問を行います。質問時間は最大 1 時間をめどに、質問者・答弁者は進行に御協力をお願いいたします。また、答弁者及び質問者の都合により、質問の順序を変更することがありますので、あらかじめ御承知願います。なお、質問者と質問者との間に 10 分程度の休憩を取ることといたします。

通告の 1 酒井 聡議員。

1 大規模災害の対応について

議席番号 7 番・酒井 聡議員。

- ◆ 7 番 (酒井聡) おはようございます。議席番号 7 番・酒井 聡です。6 月会議ということで、クールビズの期間内ですけれども、まだ涼しい日々が続いておりまして、先日も関東甲信越地方は平年よりも 3 日ほど早い梅雨入りという発表もありました。しかしながら本定例会の冒頭の町長の挨拶にもありまして、記録的な雪不足、そして 4 月・5 月の降水量も平年よりも下回っているというところで、農作物を中心に水不足が大変心配をされております。梅雨に入りまして低い雲がありますけれども、まだ、まとまった雨というものが記録されていないというところで、災害にならない程度の雨を、天の恵みを期待したいというところであります。

今回の一般質問は、ただいま、災害という言葉も使わせていただきましたけれども、町の大規模災害の対応について伺っていきたくと思います。

まず、冒頭に、町が掲げる地域防災計画について伺っていきますけれども、質問に入ります前に、4 月の 14 日夜から発生をいたしました一連の熊本地震、この大地震におきまして、お亡くなりになられた皆様と、関連死とされる皆様も多数おられます。そうした皆様に心よりお悔やみを申し上げ、また被災され、今なお不自由な暮らしを送られている皆様に対し、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

我が国は、未曾有の被害を受けた東日本大震災の発生から 5 年を経過したところで、日本人がかつて経験してこなかったと言われている超巨大地震、マグニチュードは 9 を超えました。それと、それに伴う巨大津波によって、大きな被害を新聞あるいはテレビの生中継でも多くの皆さんが目撃したところだと思います。そうした多くの皆さんの脳裏に刻まれているところ、いまだ、復旧こそ進んでおりますけれども、復興というところまで、もう一つ行っていない中で、さらに九州の皆さんにおかれましては、古くから大きな地震が起きていないという、そうした思いもあったかと

と思いますが、その九州において最大震度 7 を観測する大地震が発生したところは、報道などで皆さんも御承知のことと思います。この大地震もまた、震度 7 の揺れを 2 回記録する、あるいは、いまだに余震活動は続いているようですけれども、震度 4 以上、いわゆる強い余震というのも 110 回ほど観測をする、信濃町は神城地震におきまして最大震度 5 強でありますけれども、その 5 強以上の揺れも 10 数回揺れていると、いまだかつて日本人が経験したことのない大地震の一つと言えようかと思えます。

この地震にあつては、被災地域が、政令指定都市であります熊本市そしてその周辺市町村であったため、非常に人口が集中した区域に甚大な被害が集中したこと、市町村によっては物資の受入れ、あるいはボランティアの受入れに多少の差が出る、そういった事など、被災者支援や避難所のキャパシティ、収容能力の問題も浮き彫りになっております。中には、役所本庁舎自体が倒壊の危機にあり、災害本部を別に立ち上げざるを得なくなるなど、各自治体の御苦勞を目の当たりにしたところです。ここに来て、全国多くの自治体にあつては、被災者支援に乗り出しております。信濃町からも義援金を送っておりますし、長野県からも、後で派遣の状況などお話をさせていただきましても、そうした被災者支援に乗り出す一方で、自分のところ、自分の自治体の防災計画はどうであろうか、そういう見直しを行う機運というのも高まってきたところですよ。

ここでまず一連の熊本地震を受けて、私どもの町では平成 25 年に地域防災計画が改定されておりますが、これとの照らし合わせ、そして再改定の是非について町長の見解を伺って、質問に入ります。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) おはようございます。酒井聡議員の防災計画関係について、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

今、酒井議員からもお話がございましたように、熊本県を中心に発生しております一連の地震によりましてお亡くなりになられた方々に、謹んで、まずもってお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げさせていただきたいというふうに思います。また被災者の救済と被災地の復興支援のために、それぞれの立場で大変な御尽力をされている方々にも、深く敬意を表させていただきたいというふうに思います。

今、前段、酒井議員からもお話がございました、県もお見舞金を出されるというようなことも、新聞報道にも出ておりました。町も先般の会議において、議会の御理解をいただいて御決定をいただいて、先般広報にもお知らせをしましたが、県町村会を通じて 55 万円のお見舞金を申し上げるということで、町民の皆様にもお知らせをしたところですが、この場をお借りしまして町民の皆様方にもまたお知らせを申し上げますとともに、御理解をお願いしたいなというふうに思ったところでございます。

さて、地域防災計画につきましては、国の防災基本計画、また県の地域防災計画に基づき、策定・修正しているというのが実態でございます。防災基本計画においては、

今年 2 月に活火山法の一部改正等の制度改正を踏まえまして、防災対策の強化、最近の災害対応の教訓等を踏まえた運用の改善等を主な内容として修正されており、県においてもその修正を踏まえ、平成 28 年度の修正を行う予定となっているというふうにお聞きをしております。防災基本計画におきましては、災害に関する経験と対策の積み重ね等によりまして、随時見直し、必要に応じて修正を加えていくものとされておりますので、今回の熊本地震を受けて、何らかの修正がなされるものではないかなというふうに考えております。

現行の地域防災計画は、平成 27 年の 3 月に改定したのですが、申し上げましたように、国・県の計画との整合性も重要でありますので、その修正の動向を踏まえながら、必要な、町としても防災計画の改訂をしていきたいということで、現段階では考えているところでございます。以上でございます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆ 7 番 (酒井 聡) 今、町長の方から、国の方でも見直しの機運が高まっているという話でありました。今回のこの地震で一番教訓を得なければならないところは、想定外と言われていたものも、ある程度想定の内に入れなければいけないというほどの大災害も起こり得るのだと、想定外を想定の内にするというのは、なかなか禅問答のようで難しいのですけれども、そういったところも必要になってくるのかと思います。この地震にあっては、多くの研究者に、原因となった活断層自体は知られていたようではありますが、これほど甚大な被害を及ぼすというところまでは想定されなかったと言われております。それを越えたところが、やはり想定外というところになるのかと思いますが、また地震域の広まりとともに、大分県側に新たな活断層があるのではないかと、そういうようなことを指摘する研究者も出ておられます。

ここで、信濃町の地域防災計画に目を向けますけれども、信濃町の地域防災計画で想定されている活断層、主に信濃川断層と言いますか、長野盆地の西部の断層帯、それと糸魚川静岡構造線、これは神城断層もその一部と言われておりますが、それらが震源域として想定されていると記載されておりますし、私もそう承知してはいますが、これについて、これらの断層による町の想定している災害の最大規模、これを改めて伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 町が今、地域防災計画の中で地震被害想定をしているその部分については、今議員からもお話がございました長野県の地震対策基礎調査の報告書に基づきまして、糸魚川静岡構造線など、六つの想定をしているところでございます。この中で、今お話がございましたように、一番、町としても影響を受けると予測されているのが、信濃川断層帯の地震となっているということで、そのことを前提としまして今、予測と言いますか想定するのが、マグニチュード 7.5、そしてまた最大震度で言いますと 6 強から 5 強という揺れの、非常に強い揺れを想定をしているわけでござ

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

います。熊本地震は、震度 7 が 2 回ということでございますが、マグニチュードで言いますと 7.3 というようなことでございます。この辺を、今後も含めてどういうふうにするかというのは、また一つの課題になってくるのかなというふうにも思います。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 防災計画の説明の冒頭、やはり、国あるいは県との連携という話がありましたので、今ほど町長のお話にありました六つの断層帯、これは多分長野県を中心にしたもの、長野県外というと多分東海地震の想定だと思っておりますけれども、新潟県の、割合長野県に近いところにも活断層というのは認められています。高田断層帯と言われるものでありまして、これは私どもの防災計画には記載をされておられません。この高田断層帯というのが、高田平野の東部西部それぞれの山の際に沿って走っております。1751 年でしたか、マグニチュード 7.4 の地震を起こしております。信濃町史には、そういった過去の大地震の記録というのはあまりないわけですが、長野県を越えて、すぐそばにも、こうした大きな地震を引き起こす可能性のある断層があるというのは、町の方では、つかんでおりますでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、今申し上げましたように、長野県の基礎調査に基づきまして想定をしておりますので、その部分につきましても、この長野県の地震の想定の中に含まれているということで考えております。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 当町は、新潟と県境を接しております。同じことは栄村あるいは飯山市にも言えるかと思っておりますけれども、県境ゆえの事情というのもあると思っておりますので、それらもまた策定の一つの材料としていただければと思っております。

当町が経験した災害として直近のものは、先ほども申し上げましたけれども、平成 26 年 11 月に発生した神城断層地震です。この地震にあつては、当町は最大震度 5 強を観測し、道路・水道はじめ総合体育館のガラスですとか、被害が見られましたけれども、行政当局の復旧の取りかかりの早さ、これはまさに称賛に値するところと感じております。加えて、この神城断層地震を受けて、大雨の際の土砂災害ハザードマップの見直しも行われました。先ごろ大きな地図として全戸に配布された、あの地図でありますけれども、これらは集中豪雨の際に危惧される土砂災害に対して警戒を呼びかけるものに位置付けられております。県の方でも、土砂災害の危険地域ですとか、そういったハザードマップもありますけれども、より細かい、きめ細かい内容であるのかと見ておりますが、一方で、この地震の災害の影響と直接関係は指摘されておられませんけれども、昨今、落石による事故というのも大型連休の間を中心に報告されております。島根県では、女子大生の若い命が不幸にも失われ、長野市の鬼無里地区に

あつては、神城断層地震でしばらく途絶えておりました水芭蕉のイベント復活の矢先に、やはりこのイベントが中止に追い込まれているというところでありまして、こうした落石事故を未然に防ぐため、県道・町道、国の方は国にお任せするとして、県道・町道の、落石に対する町としての考え方、また対応を伺っていきます。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) はい、それでは、県道・町道の落石への対応でございますが、現在落石の危険がある県道、飯山妙高高原線については、平成 26 年から 31 年度の 5 か年計画で、道路防災事業によりまして落石防護工事を進めていただいております。また、町道になります野尻菅川線につきましては、県の治山事業にて落石防護柵を、今年 28 年 5 月までに設置をしていただいたところでございます。今後も、落石の危険箇所、野尻湖の周辺が、そういう落石の危険箇所が多いわけですがけれども、県等の事業を導入し、また落石防止施策を推進をしまし、またパトロールを実施していく予定でございます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) どうしても信濃町というのは雪深い所、その谷間を縫って道路が走るということで、雪崩対策というのは、かなり進んでいるのではないかと思います。しかしながらやはり、事故が起きてからでは遅いというところもありますので、落石防止、観光客の皆さん・地域の皆さんが安心して通れるような対策を、より強化していただきたい、そういうふうに思います。

話題は地震と離れますけれども、これもやはり長野・新潟の県境ならではの話でありますけれども、昨今心配されている災害の一つとして、新潟焼山の活動が活発になっております。今年の 1 月から気象庁の方でも、この噴火の兆候というのは確認をしており、5 月 6 日に小規模噴火が観測されております。今、こうした天気ですので噴煙は見えませんが、天気の良い日はかなり高い噴煙を上げていると、そうした活火山が信濃町のすぐ近くにあるということは、直接の被害が想定されていないにしても、脅威ではないかと思っております。この焼山は、信濃町との位置関係として、ちょうど妙高山の裏側にあるということで、直接の被害は多分ないであろう、噴石・火砕流のような被害はないであろう、しかしながら、登山、あるいは、この時期は山菜を求めて多くの皆さんが山に分け入るシーズンであります。そういった皆さんにも注意喚起をしなければいけないのかなと思いますし、5 月 6 日の小規模噴火の際には、関係自治体であります妙高市、糸魚川市、また小谷村辺りにも警戒情報を出しているというところでもあります。

今後の噴火の規模の拡大というのは気象庁も正確には発表しておりませんが、見解は明らかではありませんけれども、仮に、火砕流や噴石ではなく、泥流が発生した場合、あるいは降灰があった場合、信濃町、特に関川流域の集落は、町長もお住まいの所でもありますけれども、そういった信濃町の集落に対する影響というものを、どの程

度想定されているのか、伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■ 総務課長 (高橋博司) 焼山噴火による関川流域の影響想定ということでございますが、新潟県の焼山の噴火防災につきましては、今年の 3 月でございますけれども、法律によります火山災害警戒地域として指定されました、新潟県・長野県・糸魚川市・妙高市・小谷村や各関係機関が連携する、新潟焼山火山防災協議会が設置されております。火山現象の状況に応じました警戒態勢の整備に関しまして協議が行われておりまして、その協議の基につきましては、平成 26 年 2 月に公表されました噴火シナリオでございます。その噴火シナリオによります溶岩流・噴石火砕流・火山ガス・融雪型火災泥流などによる影響範囲は、それぞれ、当町への影響がない想定となっております。関川流域に影響のあります火砕流、融雪型火砕泥流におきましては、笹ヶ峰にあります乙見湖上部の真川までが影響範囲ということで想定されておりまして、関川流域の町内集落に対する影響は、ほぼないものと考えております。

なお、降灰につきましては、1974 年の噴火の降灰範囲によりますと、火口から 20 キロ程度の範囲で 10 ミリほどとなっております。風向きによりましては当町にも被害が考えられますので、情報等に注意しながら迅速にお伝えして、住民生活に及ぼす支障を軽減するよう努めてまいります。また、この情報につきましては、妙高市の防災担当の方とも連携をしておりますので、先ほど議員からお話のありました入山規制等の情報につきましても、必要に応じてホームページ等で公表してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆ 7 番 (酒井 聡) 影響がないということを公表することもまた、防災意識の中の一つではないかなと思います。差し障りのないデータであるならば、積極的に開示をしていただきたいなと思いますので、お願いします。

次に、いざ大規模災害が発生した際の、町が取るべき対応について伺っていきますが、まず地域病院、具体的に名前を申し上げますと信越病院ですけれども、そこでの救急受入れ態勢について伺っていきます。

先ほど話にも出しました神城断層地震にあっては、道路・水道はじめインフラには被害が見られましたけれども、幸い、大きな人的被害というのは確認をされなかったと、報道では発表されております。こうした大きな災害が、いざ、この地域に起きた場合、信濃町の場合は鳥居川消防署信濃町分署に救急車が 1 台、飯綱町の本署でも救急車 2 台が配備されております。人口比に対して適正かどうかを語る前に、この救急搬送の台数というのが、不安材料とも言える部分ではないかと思います。当然、通報が集中することは予想されますし、病院の距離によっては救急車を使わずに、自力で来られる方が病院に押し寄せることも想定されます。そういったことで収集がつかなくなることも、想定をしなければならないのかなと思いますけれども、大規模災害が

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

発生した時、信越病院での救急受入れ態勢、どのようになっているのか伺います。

●議長 (小林幸雄) 北村病院事務長。

■病院事務長 (北村政光) 病院といたしまして、特に大規模災害を想定した時の特別な受入れ体制というのは、現実では、ございません。ただ、実際にどうなるかということでございますけれども、一般的に考えますと救急患者の受入れ態勢の延長線上になるのではないかとこのように思っております。対応といたしましては、昼での対応と夜での対応につきまして、それぞれ大分異なるのではないかとこのように想定しております。昼の場合ですと、医師・看護師等のスタッフも十分おりますので、それぞれ内科系・外科系それから入院患者等の対応につきまして、スタッフがそれぞれ分担してできるのではないかとこのように想定しております。ただ、夜間になりますと、どうしても常駐しておりますスタッフが、医師・看護師それからその他のスタッフ合わせまして全部で8名程度しかおりませんので、災害発生当時につきましては、かなり混乱があるのではないかとこのように想定しております。ただ、今現在ですけれども、町内に常駐しております徒歩10分程度で病院に駆け付けられる医師が3名ほどおりますので、一定の時間で医師も駆け付けて、救急体制の方は、ある程度整っていただけるのではないかとこのように想定でございます。以上です。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番 (酒井 聡) 計画によりますと、長野地域での災害拠点病院は、長野赤十字病院ということになっておりますけれども、町内に病院がある以上、やはり町の皆さんが信頼しておける場所というのが、まず最寄の病院ではないかと思っております。今ほど、スタッフの人数の限界というようなニュアンスも受け取れるような答弁もありましたけれども、そうした場合に効率的に対応できるような訓練、以前同僚の議員の方も質問されておりましたけれども、トリアージというのが、まず救急においては大事なことになるのかなと思っております。医師・看護師と職員の皆さんが、いざという時に適切な対応が取れるかどうか、例えば消火訓練でありますとか、入院されている患者さんの避難訓練、そういったところを多分やられていると承知はしておりますけれども、今お話ししましたトリアージ、大規模災害が発生したことを想定した集合訓練や、トリアージ訓練、こういったことが行われたことがあるのか、また行う予定があるのか、伺います。

●議長 (小林幸雄) 北村病院事務長。

■病院事務長 (北村政光) まず、緊急時の招集態勢等についてでございますが、これにつきましては、病院内で緊急時の招集網というのを設けております。ただ、実際に大きな災害になりますと、電話等は多分つながりにくいだろうというふうに考えておりますので、こういった場合につきましては、町の防災計画に基づきまして、それぞ

れ自主的に参集するように日頃から意識付けているところでございます。

それから病院の、今のトリアージ等の関係でございます。特にトリアージの訓練をしたかということでございますが、それについては実際にはしてはおりません。ただ、医師としては、トリアージの訓練につきましては、その職務の一端として実際に行っているというふうに聞いております。また、トリアージにつきましては、これにつきましては、県の、長野県医師災害時医療救護指針等におきまして、それぞれ取り扱い等も示されておりますので、その指針に従いましてそれぞれ実施できるものと思っております。また、当院の院長・副院長でございますが、両名とも関西の御出身でございます。近年の大規模災害の指針等の基になりました阪神淡路大震災等も経験されてきておりますので、災害時医療等につきましては、かなり精通しているものというふうに思っております。それから看護師等でございますが、これにつきましては、看護協会等で、災害時の支援等につきまして日頃から講習会等がございますので、こちらの方に参加して技術を磨いているという状況でございます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

- ◆ 7 番 (酒井 聡) 私が申すまでもないのですけれども、災害発生時、病院に駆け込む、あるいは救急搬送されるというのは、命を守るための行動でありますので、その辺り、自覚をして事に対応をしていただきたい、備えをしていただきたいと思っております。

次に、防災計画による避難体制について伺っていきたく思います。この防災計画では、災害発生時、住民の皆さんの避難先が「避難集合場所」と「避難場所」に、まず区別をされております。「避難集合場所」というのは、字句の意味合いですけれども、各集落の集会所などが指定されておきまして、町内に 64 箇所が指定されているかと思っております。「避難場所」については、町内に 14 箇所が指定されています。この「避難集合場所」と「避難場所」という言葉、若干紛らわしいところもありますけれども、総代会などでは総代さんに説明はされていると思っておりますけれども、住民の皆さんの中で、この二つの区別が浸透しているのかどうか、町側としての見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

- 総務課長 (高橋博司) はい、それでは一時避難集合場所等の関係でございますが、一時避難集合場所につきましては、災害時に地域の方が最初にお集まりいただく場所として、指定させていただいております。地域の方が分かりやすい場所としまして、集会所等を指定してございますが、野尻・柏原地区におきましては、駐車場を指定している地区もございます。近年、地震災害等ではございませんが、水害等の避難状況を見ますと、集会所等の一時避難集合場所に避難されておられますので、集会所等のある地区におきましては、その区別が浸透しているものと考えておりますが、駐車場等指定している地区におきましては、防災訓練を、昨年野尻、今年柏原を重点地区として実施してまいりますが、そういう際にお知らせをするなど、啓発に努める必要が

あると考えております。また、先ごろ住民の皆さんに配布させていただきました防災マップでございますが、それぞれの地区のページに、ご自身の一時避難集合場所と指定避難所を自ら書き込んでいただくような工夫をさせていただいております。今後も住民の皆さんにお伝えするよう努めてまいりたいと考えております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 今回の熊本の地震を教訓とした場合、この区別が非常に重要な意味を持ってくるわけであります。例えば、後ほどお話も出ますけれども、例えば支援物資の格差にもつながりかねないところでありますので、そこは十分に浸透させていただくようお願いをしたいと思います。避難所、14箇所の避難所について話を進めていきたいと思っております。

指定されている14箇所の避難所の収容人数、これは合計で3580人とされております。14箇所それぞれの収容規模、キャパシティと言いますか収容規模も、明らかに示されてはいるんですが、最大の規模を持つ所として、総合体育館が900人を収容、しかしこれも地震には有効でありますけれども、水害にはちょっとクエスチョンマークも付くようなところもあります。最少のところでは、野尻保育園・富士里保育園の、それぞれ50人収容とあります。この数字が適正でないと、今回の熊本でも指摘されておりますけれども、支援物資の格差、また大きな問題になった車中泊にもつながりかねないと考えます。町の見立てとして、この数字が適正值であるのか、おそらくこれは床面積から算出した部分が多いのではないかなと思っておりますけれども、この数字が適正值であるというものなのかどうか、見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） はい、まず地域防災計画でございますが、実は直近では、平成27年3月に改定をしております。避難所につきましては2箇所増設をしまして、16箇所、現在では指定をしております。地域交流施設・富士里支館が該当してまいります。収容人員につきましても、合計数が伸びまして4180人となっております。収容人員当たりにつきましては、1人当たりを3.3平方メートルで、避難所と、収容できる面積を除いて計算をしております。なお、この避難者数の想定でございますが、現在、町で想定をしております一番大きな地震災害の避難者数でございますが、約1400人という想定をしております。それを基にして、それぞれ収容人員の方を増加をさせたり、整備をしております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） ここで問題になるのが、その1400人という想定だと思います。地震の規模と被災者の数が必ずしもイコールであるかということ、必ずしもそうではないところもあります。4000人ほどに対してこの1400人というのは、かなり余裕のある

数字と思いますけれども、1400 という数字が果たしてどうなのかというところを、また見直しを、見ていただきたいと思います。

また、避難所というものは、住民だけが使用できるものなのかというと、また違う観点もあろうかと思えます。この一連の熊本地震において、大分県の温泉観光地、有名な所でもありますけれども、外国人観光客も含めて多くの観光客の皆さんも避難所で受け入れた、マルチランゲージと言いますか、その多言語の情報板も設置をしたりとか、地元の皆さん、かなり工夫をされて、避難所で受入れをされたと報道されておりました。観光地・信濃町にあつては、避難所の今のキャパシティ 4000 人ほどは、観光客の皆さんも含まれた数字なのか、あるいは別立てで、住民は住民、観光客は観光客、おそらくそういった想定を今までされていなかったと思うのですけれども、町は、どのように考えているのか、伺いたいと思えます。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、今申し上げました約 1400 人につきましては、町民を対象にしてございます。また、避難所につきましては、観光客とか外国人旅行者の皆さんも同様に受け入れる想定をしておりますが、その人数等についての具体的な想定というものは、現在しておりません。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 町内には多くの観光業者の皆さん、宿泊業者の皆さんもおられます。まず、自分の逃げる所というのは確保するのは、皆さんそれぞれ承知をしているところと思いますが、観光客の皆さん、場合によっては日替わりで来られる皆さんです。まず事業者の皆さんに、そういった意識を徹底する、町としての考え方を広めるというのがまず第一歩ではないかと思えますけれども、改めて見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、今回、防災マップを作成させていただきまして、こちらにつきましても、それぞれ観光事業者様の方にも配布をしてみたいと考えております。また、別荘にお住まいの方もいらっしゃいますので、別荘のそれぞれ管理事務所等にも必要部数をお配りしてみたいと考えております。

また、今年度から防災行政無線の整備を進めておりますけれども、一定規模以上の事業者様におきましては、防災無線の設置をお願いをしてみたいと考えております。そのような形の中で、情報提供、また災害時の情報の発信をしてみたいと考えておりますが、そのほかに、今年度町のホームページの再構築を考えてございまして、こちら災害時に対応したページだとか、また多言語化による表示等につきましても、対応をしてみたいと考えております。以上でございます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) いろいろと工夫をすることで、Wi-Fi の浸透もそうですけれども、観光客の皆さんに、何の憂いもなく当町を訪れていただくような体制は、やはり整えるべきではないかなと思います。

今、課長の方からデジタル無線の話もありましたけれども、次に、避難集合場所に指定されております各集会所、集会所での防災防火体制について伺っていきたいと思います。

今ほど話にもありましたとおり、防災行政デジタル無線の設備工事が始まります。屋外にもスピーカーが設置されておりますけれども、各集会所に防災行政無線が設置され、正確な本部情報が伝達されるということは、まずもって必要なことと考えます。一時的にその地区の皆さんが集合するということは、その場の安全がまず担保されていかなければならないということは、容易に想像のできるころかと思えます。いくら情報が入っても、その場所が危険であっては意味がないというところでありまして、そこで各集会所に対して、まず防災行政デジタル無線、この受信機ですね、受信機の設置に関する計画、これは各戸に先走って、まず設置する必要があるのではないかなと考えるわけですが、そういったところの計画と、防災対策工事に対する補助、当初予算にも何かありましたけれども、その補助に対する考え方、この二点、伺います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、まず集会所等への防災行政無線の戸別受信機の設置でございますが、総代会・町政懇談会等でもお願いをしてまいりましたが、それぞれ各集会所等には防災行政無線の設置をお願いするということで進めております。今後、集会所等を管理されています区長、総代様等へ御通知を申し上げまして、現在、町民の皆さんの申請書を取りまとめをさせていただきますけれども、今後、御連絡を差し上げる中で、それぞれの地区の整備をされる段階で、戸別受信機の設置をしてまいりたいと思っております。

また、今年度から集会所等の改修につきまして、町単独の補助制度を創設させていただきましたが、それでは全額その耐震改修まで回るという内容ではございませんけれども、耐震改修促進につきましては、国・県の補助制度がございまして、今年度から避難施設につきましても、国・県・町で3分の2を補助する制度が新設されております。今後、地区のご要望等伺う中で、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 定例会、冒頭の町長の挨拶の中にも、このデジタル無線の希望率、率ですか、75 パーセントほどというような話もありました。この 75 という数字の中

に、各集会所はカウントされているのかどうか、また伺います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、その率の中には、まだ集会所等につきましては御連絡を申し上げておりませんので、あくまで住民登録をされた方という内容でございます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番 (酒井 聡) 地域の皆さんが枕を高くして寝られる、そういったことが、まずもって必要だと思います。今ほどは情報伝達の話を行いました。

次に、防火体制について伺っていきたいと思います。今、補助のお話も若干ありましたけれども、各集会所において、消火器あるいは警報装置、場合によってはスプリンクラーというものもあるかもしれませんが、そういった防火設備については、各集落のそれぞれの御判断で設置・配備をするというようなことになろうかと思えます。一方で、行政としてしか設置できないもの、これが、消火栓、それと防火水槽ではなからうかと思えます。個人が勝手に消火栓を、水道管をいじって作るというのは、いろいろ問題がありますし、行政にしかできない防火体制ではないかなというふうに思えます。

ここで、各集会所に対して、消火栓等の防火設備を、最寄りに設置をする、町として積極的にそうやって動いていくということ、この必要性について考えていきたいと思います。現に、この集会所の近くに消火栓があって、住民の皆さんが日頃から消火訓練なりしている地域もありますし、全くそういった設備がないという集会所もあります。ここで、町の考えとして、消火栓などの防火設備を集会所に併設していく、そういったことの必要性について、見解をまず伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、消防水利についてということで、特に集会所等についての考えということで御説明を申し上げます。

消防水利につきましては、消防法に基づきまして、国により基準が示されております。基準によりますと、消防水利とは、防火水槽のほか、河川・池等となっております。消防水利の位置につきましては、防火対象物、これ集会所等も含むわけですが、一定の距離以内、こちら 120 メートル以内に設けることが基準とされております。

町では、地域の御要望をいただく中で、基準を満たすように順次、消防水利の整備を進めてきておりまして、集会所等につきましても、一時避難集合場所でございますので、その基準を満たすような形で整備を進めてきております。特に、町政懇談会などでも地域の御要望をいただく中で、地区消防団と相談をしながら、消防団の5か年計画に計上しまして、優先度を考慮しながら、防火水槽等、また河川等活用により消

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

防水利の充実を図ってまいっておりますけれども、またきめ細やかに消火栓の配置等についても対応してまいりたいと考えます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番 (酒井 聡) 国の基準が 120 メートルということでありまして、120 メートルは、およそ消防のホースで 6 本強、かなりの距離であります。たいがいの器具箱の中、3 本、おそらく 60 メートル、50 メートルか 60 メートルを想定して、ホースが配備されているかと思えます。そうしたことも加味しながら、よりきめ細やかな対応をお願いしたいと思いますけれども、もう一度見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、消火栓でございますけれども、当町におきましては、その消火栓の基準が、消防法に基づく消防水利の基準となっております。口径が小さいということで、それ以外のものによりまして、その手当をしているところでございます。ただ、消火栓につきましても、初期消火では非常に重要な設備となっておりますので、そちらにつきましても今後充実を図ってまいりたいと考えます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番 (酒井 聡) 前向きな検討と、また見直しをお願いしたいと思います。

避難体制について、最後に伺っていきますけれども、熊本の地震では、多くの被災者の皆さんの車中泊による健康被害、また避難場所が特定されづらいということで、物資の行き渡りの格差というのも、非常に問題になりました。エコノミークラス症候群の健康被害、これは中越の地震以降、長く語られているところですが、今回の場合、避難所に避難されていないということで、まず行政が把握できない、そうした避難者との位置付けですので、想定何名というようなカウントがされてしまいました。それによって、計画的な支援物資が行き渡らないという新たな問題、車中泊ならではの新たな問題も指摘をされております。

町・防災計画は、今ほどの避難所と避難を想定した、される人数とのバランスから見て、おそらく起きないであろうというような見立てだと思います。車中泊に関しては、しかしながら、車中泊の避難者が出る場合、そもそも想定されているかどうか、もしも想定済みの場合、どのくらい的人数が車中泊されてしまうだろうか、そういったことが見込まれているかどうか、伺います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、車中泊の対応でございますが、現在の地域防災計画におきましては、熊本地震におきまして課題となりました車中泊に対する想定は、でき

ておりません。ただ今後、国・県の計画の修正に基づきまして、当然車中泊の内容につきましても見直しがされるであろうと思いますので、そのような状況になった場合でも対応できるような計画の見直しをするとともに、計画にはございませんが、そのような想定もする中で、今後対応をしてみたいと思っております。

特に、議員からもお話がありました、その避難者数の把握ということでございますけれども、今回の熊本地震の状況を見ますと、車でするので移動が可能ということでございまして、一時的に、ある場所にその方がいらっしゃったとしても、避難物資の供給状況によっては、別の避難場所に移動してしまうということで、非常に把握が難しいわけでございますけれども、そういうものについても想定をする中で、また啓発等に努めてまいりたいと考えます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） これは、正直申し上げて、住民の皆さんの理解というのも、意識というのも、もちろん大切だと思います。被災者であるということもありますけれども、物資が行き渡らないということ、そしてこのエコノミークラス症候群というのは、かなり危険な状態であります。エコノミークラス、最近、ファーストクラスというのもまた別の問題でありますけれども、エコノミークラス症候群というのは、これ命に直結する問題でありますので、町もさることながら、住民の皆さんの理解も、やはり浸透していかなければいけないのかなと思います。また、取り組みの方でお願いしたいと思います。

最後に、住宅支援の体制について伺っていききたいと思います。住宅の耐震構造、先ほど、集会所の耐震の話もありましたけれども、阪神淡路の頃から、住宅の耐震構造に対する意識というのが高まっております。役場庁舎も耐震補強したばかりでありますけれども、皮肉にも、その耐震という新たなバリューによって、建売住宅の価格が上がり続けているというのも、またちょっと皮肉ではありますけれども、事実ではあると思います。加えて、この震災をきっかけにして、被災した住宅が余震によって倒壊するかどうか、つまり災害援助の活動に影響があるかどうかを判定するために、応急危険度判定という制度が取り入れられました。一連の熊本地震にあつては、調査対象の住宅の件数が4万件を超えた、またあまりにも広範囲に及んでいるということで、長野県からも応急危険度判定士の派遣が行われたということは、報道で目にしております。長野県をはじめ、全国各地から派遣によって調査が行われていたと報道されておりますけれども、この応急危険度判定士、市町村あるいは都道府県の方で派遣すること、とあります。

当町における応急危険度判定士の配備体制、また応援体制、町と県との関係かと思っておりますけれども、どのようになっているのか、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） はい、それでは応急危険度判定士についてお答えをいた

します。こちらの制度、県で認定をされて判定士になるということで、長野県建設部で担当していますので、私の方で答えをさせていただきたいと思います。

応急危険度判定士につきましては、建築士の資格を有した方が、県の主催する認定講習会を受け、判定士として認定をされまして、それが県、長野県でございますけれども、登録をされます。それで被災をした市町村が派遣要請を行うわけです。災害対策本部からの要請になるかと思えます。

ということで、町で派遣をさせていただくということになろうかと思えます。応急危険度判定士は、町では特に養成を行っていないというのが実状です。それで、県の登録状況について確認をしましたところ、平成 28 年度 3 月 31 日現在、県内には 1320 人の方が登録されているという状況でございます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) これは決して、応急危険度判定士というのは職員による公的な仕事というわけではない、建築士等の免許を持っておられる方々に、ボランティアとして協力をしていただけるというようなことになっております。町内でも、こういった皆さんを育成していくことも可能ではないかなと思うのですけれども、建築士の免許を取られる方も多くおられますので、町内としても、こういったことを声がけして、ボランティアとして参加いただけるように、声がけすることはできるかと思えますけれども、いかがでしょうか。見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) はい、先ほども言いましたように、県の講習会が年 1 回、毎年行われているようなので、こちらの広報等についても、積極的に町内に呼びかけて、町内の方も、建築士の資格をお持ちの方にボランティアとして活動いただけるように、広報等進めてまいりたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 是非、裾野を広げていただければと思います。

この応急危険度判定士というのは、あくまで二次災害の防止でありまして、罹災証明の発行とは全く関わりのないところというのは、意外と知られていないところがあります。

罹災証明に関わる部分で、話を進めていきますけれども、当面の住宅支援策として当然必要とされるのが、仮設住宅ということになろうかと思えます。災害をどの程度想定するかにも違いはあろうかと思えますけれども、栄村あるいは小谷・白馬でも、震災の後、早期に仮設住宅の設営と入居というものがスムーズに行われました。特に豪雪地帯でありますので、それに耐え得るような仮設住宅というのが、早急に建設をされたというところでもあります。

町内の計画、また町内においては、県営住宅、町営住宅が用意されております。しかしながら、空き部屋は若干あるにせよ限りがありますし、こういった場合、空き屋バンクというのも当然有効利用の一つになるのかなと思いますけれども、空き家バンクの場合、そのものがやはり使用に耐えられない損害を受けた場合、どうしても仮設住宅の設置というのは必要不可欠になるのかなと思います。

当町内で、仮設住宅の設置可能な場所、また最大戸数の見積りについて、伺っていききたいと思いますけれども、このうち仮設設置可能な場所について、信濃町の場合は非常に恵まれた環境にあるのではないかなと思います。五つの元小学校のグラウンドがあります。ふれあい広場、また黒姫高原の陸上競技場、そういった広大なグラウンド、場合によっては矢保利のグラウンドなどもあります。あとは電気・水道の関係になるのかなと思いますけれども、このうち、町として想定し得る設置場所はどこなのか、また、プレハブ型の住宅に換算して何棟設置可能か、というようなシミュレーションを行うかどうか、伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) はい、それでは災害の対応マニュアルによりますと、建設水道課でそういった仮設住宅の建設を担当しておりますので、関連しておりますのでお答えしたいと思います。

候補地につきましては、災害の規模、また災害の内容にもよりますが、町内のどの場所に建てるかというのは、またその時に決定されるかと思いますが、今議員がおっしゃいましたように、まず五つの旧小学校グラウンドがございます。こちらが想定される場所、それと農村広場のグラウンド、ふれあい広場のグラウンド、こちらにつきましても、水道設備等のライフラインが整っていないとその仮設のために急きょ配管の工事等が必要になってまいりますので、そういった面で、7箇所を想定しております。

設置戸数ですが、敷地面積は広大なものがあるのですが、その中で、応急仮設住宅マニュアルで1戸当たり敷地が約100平米を基準としております。これは最大の方でございますが、そうしますと、407戸の設置が換算されます。総面積で言いますと、40700平米に対して、407ということになります。以上です。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番 (酒井 聡) なぜ、設置可能な場所について、あらかじめという話をさせていただきますかと言いますと、同じ計画書の中で、やはりこれらのグラウンドは、緊急物資の搬送のヘリコプターの着陸場にも指定をされているわけです。つまり、同時に平行して使用することができないわけです。ですので、あらかじめどちらかをヘリコプター、どちらかを仮設住宅、そういった考え方はできないだろうか、そういうことなのですが、改めて見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 議員さんおっしゃることも理に適っておられるのかなと思うのですね。ただ問題は、どういう状況で、どう発生をするのか、という災害の予知というのは、非常に難しいところがありますので、今課長からお答えしましたように、そういった、いわゆる緊急ヘリポータ的に使う等々のことも想定に入れながら、限られた広場と言いますか、そのことを有効にどう活用していくかというのが、一つ十分今後の中でも検討もしてまいりたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番 (酒井 聡) いずれにせよ、スムーズに流れていくということが何より大事、特に栄村辺りは、かなりスムーズに話が流れていったというふうに記憶しておりますので、町としても、そのような対応をお願いしたいと思います。

以上、今回の質問については、一連の熊本地震という未曾有の災害を受けて、信濃町としての想定を伺ってまいりました。こうした大規模災害に遭遇することは、当然のことながら、ありたくもないし、あってはならないことと思えますけれども、今、多くの学者さんがお話しされていますように、「日本のどこにいても大規模災害に遭うリスクはあるのだ、共有しなければならないのだ、そういう時代に入ったのだ」というふうに思いますし、住民の皆さんも含め一人ひとりが、そういったことを自覚しなければならないのかなと思います。若干、危機感をあおるような表現もあったかと思えます。今回の質問は、決して危機感をあおるということではありません。危機に備えることでもあります。この、危機感をあおることと、危機に備えること、これは大きく違うことではないかなと考えます。

質問の時間も限られてまいりましたので、最後に町の皆さんに対して、防災・減災への取組、そしてメッセージなど町長に伺って、質問を終わりたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) はい、今ほどは、いろいろな防災上の関係の中で、細部にわたって御指摘・御提案も含めていただきまして、ありがとうございます。

私自身の考え、そして町民の皆さん方への応対ということでございますが、当然に、行政の立場の責任者として、災害対応ということ、本当に最も大事な、重要な任務の一つだろうというふうに思って、日頃おります。そういう意味で、日頃、災害に対する備えと言いますか、行政ができる備え等々、不断の努力は欠かすことができないということだと思っております。御案内のように、大地震だとかいろいろな大災害というのは、どういう状況で起こるか分からないというのは正直なところでございまして、特に地震や何か、専門家の皆さん方も、なかなか、いつ、どこで、どういう規模で、というのは、はっきりとしたものが出ない状況でございます。そういう状況の中で、一番やっぱり、いろいろな災害を想定した時には、行政は行政としての努力は当然さ

させていただきますが、第一次的に、防災計画にもありますように、それぞれの立場でまず第一にそれぞれの住民の皆さん方が率先して、自分の防災に対する意識と言いますか、行動も含めて、日頃からお考えを確立しておいていただくということが、大事なことなんだろうなというふうに思います。そういう意味で、よく、自助、共助、公助というような事を言われますが、町民の皆さん方が、まず第一に身の安全を確保するという思いを持っていただく、その上で、隣近所そしてまた公なステップとして、今のいろいろな御提案もいただいた事に対応するのは、行政の務めだろうというふうに思っておりますので、先般お配りをさせていただきました防災マップ等々、もう一度ご覧いただきながら、町民の皆さん方にも日頃からの思いを確立してほしいなということが、私からのお願いも含めてのことでございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 以上で、質問を終わります。

●議長（小林幸雄） 以上で、酒井聡議員の一般質問を終わります。
この際、11時00分まで暫時休憩といたします。

（午前10時48分）